

公益法人等との随意契約の適正化について

平成 18 年 6 月 13 日
公共調達 of 適正化に関する
関係省庁連絡会議

公益法人等との随意契約の適正化について

1. 見直しの方針

○政府の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外。この原点に立ち帰り、国民の目線に立って厳格かつ徹底的に見直し

2. 見直しの対象とした随意契約

○今回の緊急点検・見直しの対象とした随意契約（以下の基準により各府省が抽出）

- ・契約年度 : 平成17年度
- ・契約主体 : 各府省（地方支分部局も含む。国会、裁判所、会計検査院も自主的に点検）
- ・契約の相手先 : 所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等
- ・契約金額 : 100万円以上（委託契約の場合）

3. 見直しの内容

○競争的手続の導入により改善することとした主なもの

- ・行政補助的な業務（新聞のスクラップ等）⇒ 一般競争入札等に移行
- ・複数年を前提とした契約（リース契約等）⇒ 初年度のみならず次年度以降も含めて評価した一般競争入札等に移行
- ・調査研究等の業務等 ⇒ 総合評価による一般競争入札や企画競争・公募に移行

○競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められる主なもの

- ・ライセンス国産による防衛装備品の調達等
- ・法令等により契約先が特定されているもの（貨幣の製造等）
- ・物理的理由から供給者が特定されるもの（入管業務の審査場を空港管理会社から賃借する場合等）
- ・その他（電気、ガス、水道、電話代（供給元が一の場合のみ）、料金後納郵便料等）

○各府省において「随意契約見直し計画」を策定し、一般競争入札等に移行する時期等を明示し、速やかに移行

効率的かつ公平な政府調達確保により、歳出の無駄を徹底的に排除

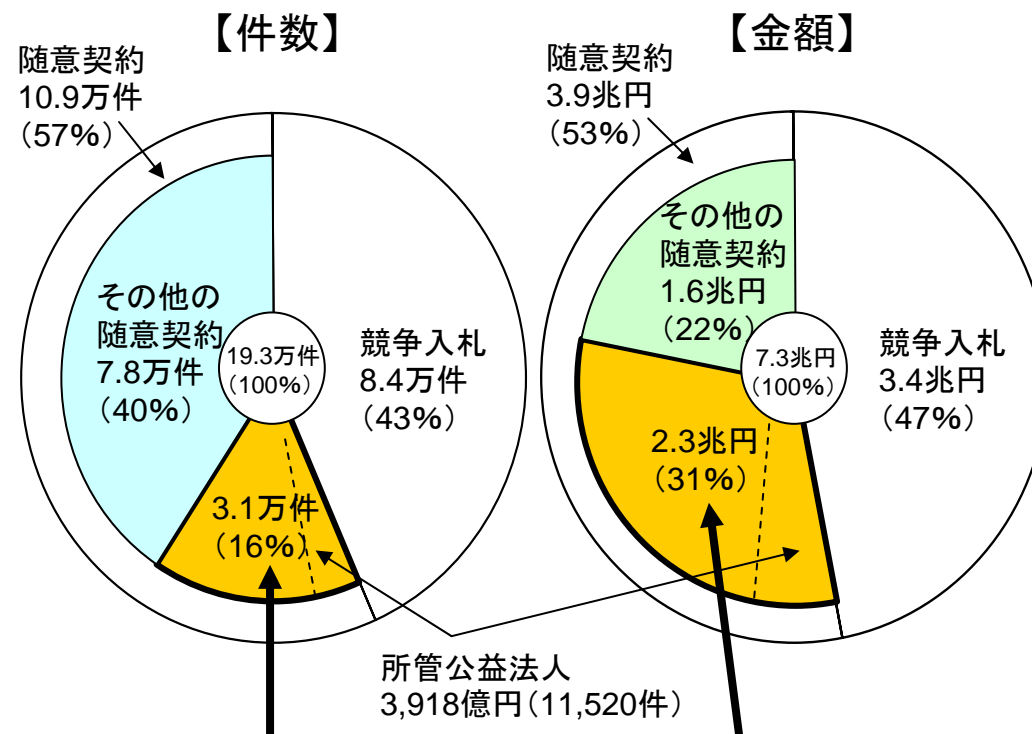
(3-1)各府省の契約状況に占める今回の見直し対象随意契約

各府省の契約状況(平成17年度実績)

単位:件、億円

	競争入札		随意契約		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
内閣官房	16%	1%	84%	99%	100%	100%
法制局	47	4	256	325	303	328
人事院	42%	55%	58%	45%	100%	100%
人事院	10	1	14	1	24	2
人事院	23%	38%	77%	62%	100%	100%
人事院	32	5	110	7	142	12
内閣府	31%	48%	69%	52%	100%	100%
内閣府	803	478	1,797	508	2,600	986
宮内庁	46%	52%	54%	48%	100%	100%
宮内庁	125	18	144	17	269	35
公取委	24%	20%	76%	80%	100%	100%
公取委	22	1	69	4	91	5
警察庁	39%	50%	61%	50%	100%	100%
警察庁	1,241	327	1,911	326	3,152	653
防衛庁	46%	16%	54%	84%	100%	100%
防衛庁	20,105	3,539	23,313	17,957	43,418	21,497
金融庁	24%	17%	76%	83%	100%	100%
金融庁	59	7	182	32	241	39
総務省	31%	13%	69%	87%	100%	100%
総務省	629	176	1,423	1,173	2,052	1,349
法務省	40%	42%	60%	58%	100%	100%
法務省	2,539	684	3,761	961	6,300	1,645
外務省	22%	27%	78%	73%	100%	100%
外務省	212	36	769	97	981	132
財務省	62%	34%	38%	66%	100%	100%
財務省	4,454	581	2,767	1,113	7,221	1,695
文科省	6%	1%	94%	99%	100%	100%
文科省	217	24	3,289	1,886	3,506	1,910
厚労省	28%	9%	72%	91%	100%	100%
厚労省	4,822	378	12,226	3,767	17,048	4,145
農水省	39%	77%	61%	23%	100%	100%
農水省	7,790	5,161	11,942	1,571	19,732	6,732
経産省	11%	5%	89%	95%	100%	100%
経産省	343	95	2,817	1,889	3,160	1,985
国交省	49%	77%	51%	23%	100%	100%
国交省	38,514	22,584	39,729	6,652	78,243	29,236
環境省	13%	15%	87%	85%	100%	100%
環境省	240	55	1,539	310	1,779	366
検査院	45%	8%	55%	92%	100%	100%
検査院	55	3	66	38	121	42
衆議院	25%	17%	75%	83%	100%	100%
衆議院	77	11	230	53	307	64
参議院	21%	31%	79%	69%	100%	100%
参議院	63	17	237	38	300	55
最高裁	62%	63%	38%	37%	100%	100%
最高裁	1,104	98	681	57	1,785	155
合計	43%	47%	57%	53%	100%	100%
合計	83,503	34,283	109,272	38,783	192,775	73,066

各府省の契約状況(平成17年度実績)

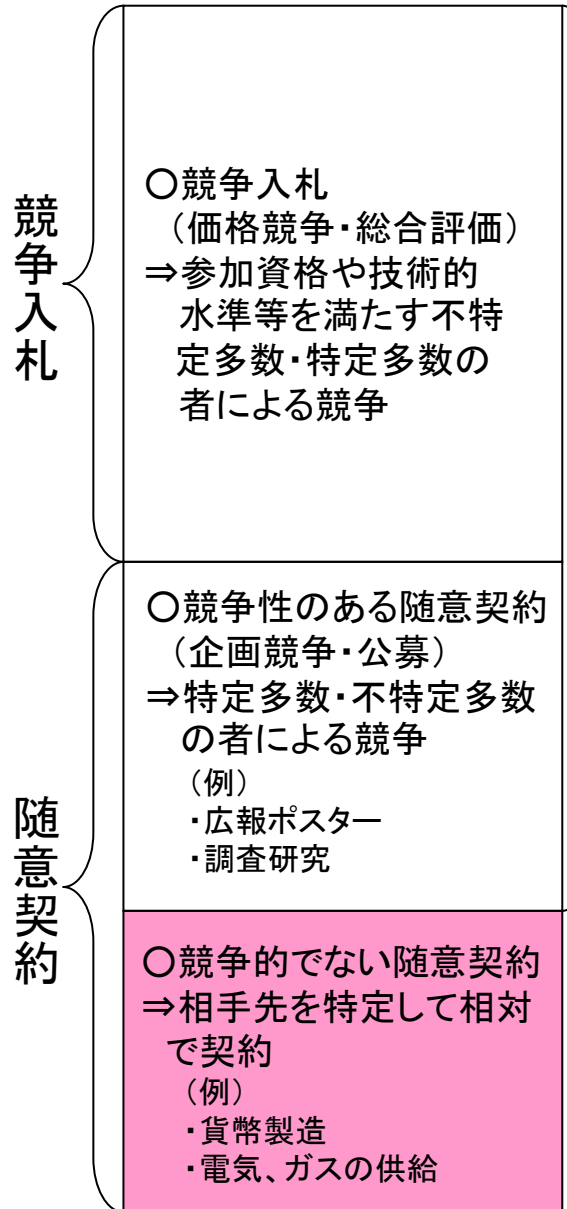


○今回の緊急点検の見直し対象である
所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、
再就職者のいる民間法人等との間の随意
契約
※その他の随意契約についても基本的考え
方を踏まえ、本年中に見直し

(注1) 契約件数、契約金額は、平成17年度に締結した支出原因契約
(少額随意契約(100万円未満(委託契約の場合)等)は除く)。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致し
ない場合がある。なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(3-2) 会計法上の契約方式の整理



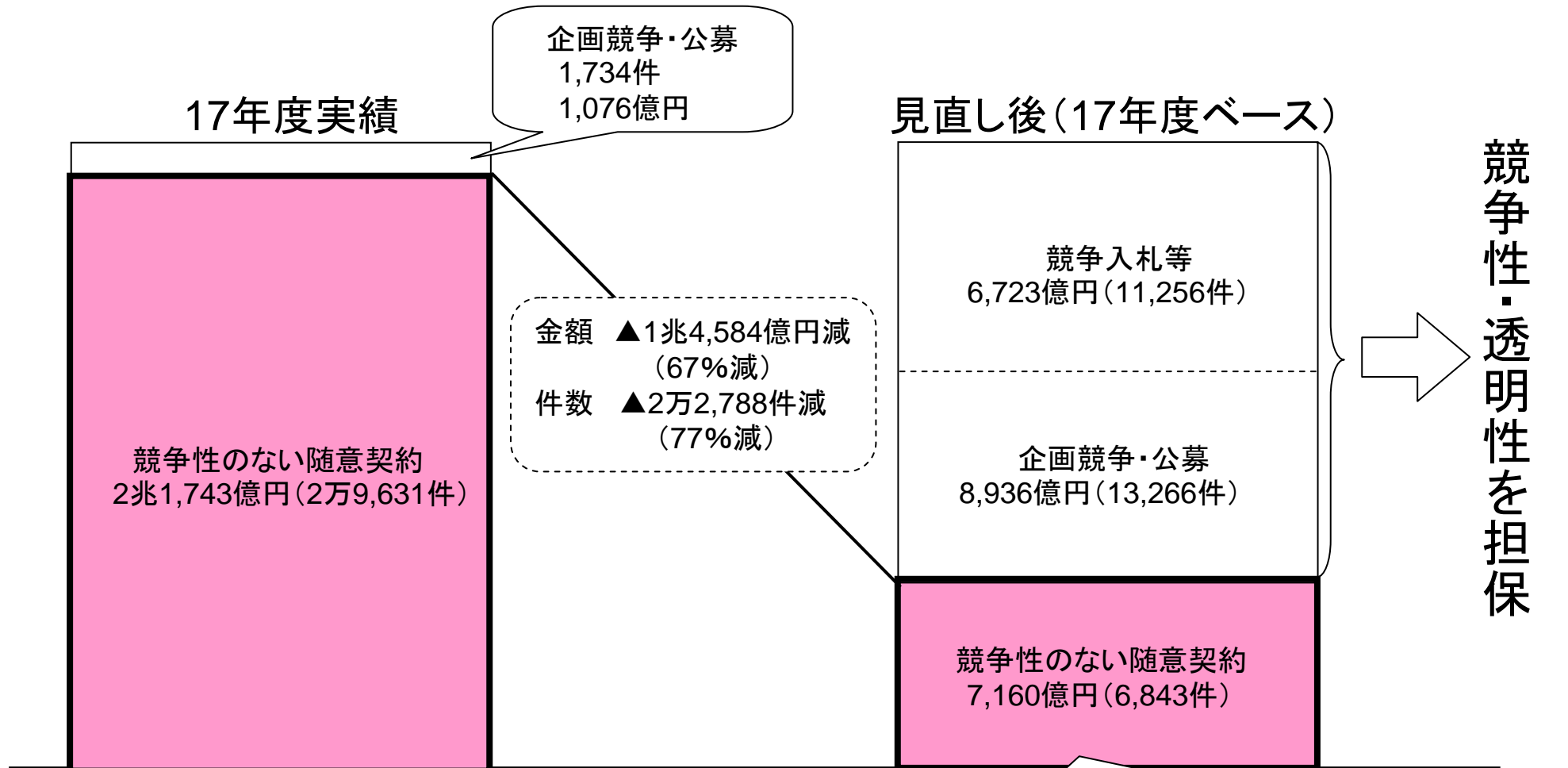
競争性のある契約方式

競争入札		競争性のある随意契約	
価格競争	総合評価	企画競争	公募
仕様書作成	仕様書作成 (総合評価のための評価項目・評価基準の作成)	提案要求書等作成	提案要求書等作成
↓	↓	↓	↓
入札公告	入札公告 (評価項目・評価基準を入札公告とあわせて明示)	企画案募集	公募 (行政目的、必要とする技術・性能等を明示)
↓	↓	↓	↓
入札	入札	企画書提出	要件を満たす応募者が一者の場合
↓	↓	↓	↓
開札	開札	企画書審査	応募者が多数の場合
↓	↓	↓	↓
落札者決定 (最低の価格を入札した者)	落札者決定 (評価値の最も高い者)	最も優れた企画書の提案を行った者を選定し、見積書を徴取	総合評価に移行 OR 企画競争に移行
↓	↓	↓	↓
契約	契約	契約	契約

4. 見直しの結果(各府省の随意契約の見直し計画の状況)

○一般競争入札や企画競争・公募への移行を行うことで、競争性・透明性を担保

⇒ 競争性のない随意契約について、金額67%、件数77%を一般競争入札等に改める。



2兆2,820億円 (3万1,365件)

(注1) 契約件数、契約金額は、平成17年度に締結した支出原因契約 (少額随意契約は除く)。

(注2) 見直し後の件数、金額は、17年度実績ベース。

(注3) 競争入札等には、事務・事業を取り止めたもの597億円 (1,852件) が含まれている。

(注4) 計数は、精査により変動する場合がある。

- ・ライセンス国産による防衛装備品等 6,061億円
- ・貨幣製造等 390億円
- ・入管業務のための賃借等 59億円
- ・電気、ガス等 306億円

(4-1) 各府省の見直し計画の状況

単位：件、億円

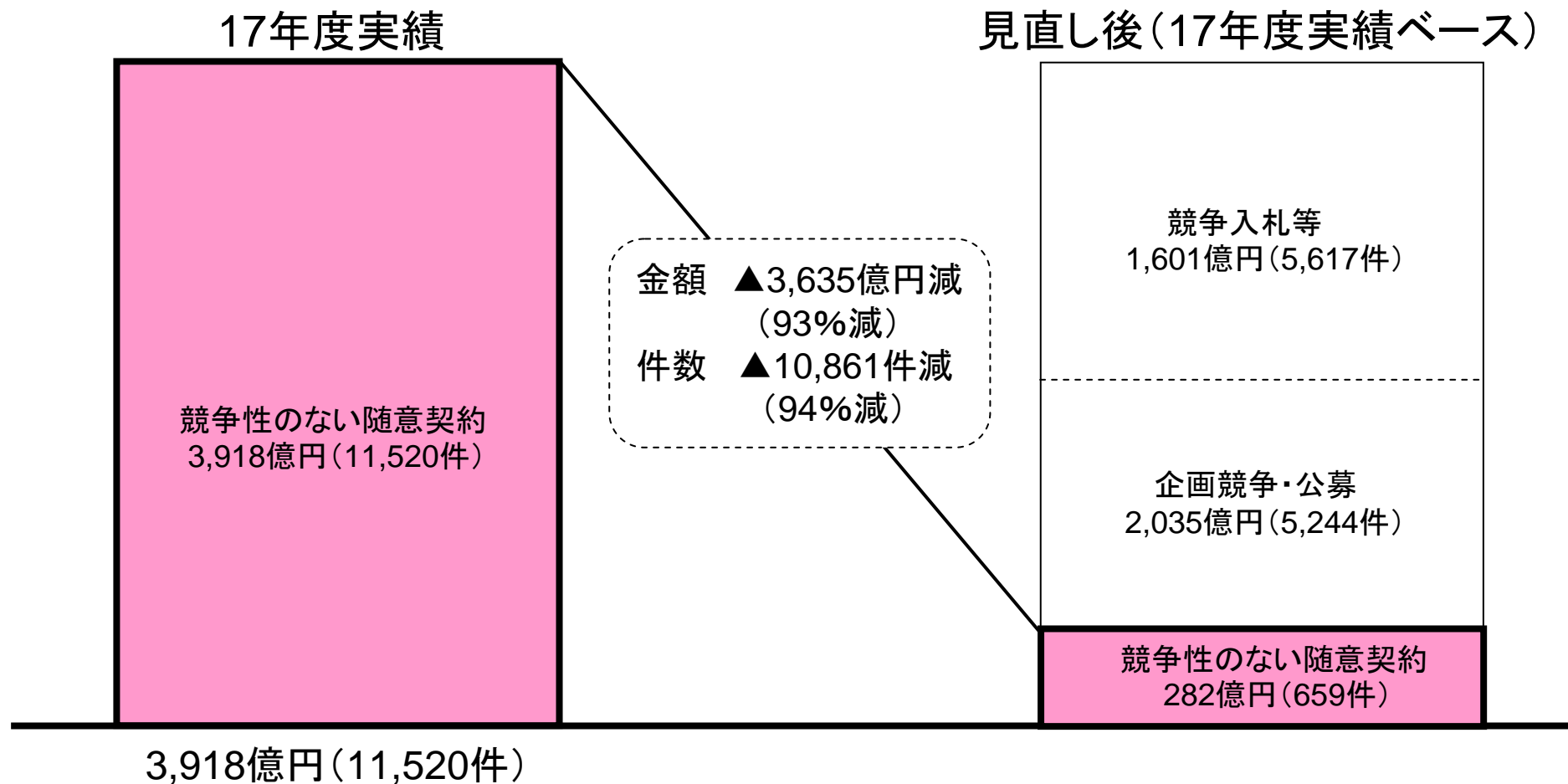
	17年度実績		競争性のある契約方式		競争性のない随意契約		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
内閣官房	100% 15	100% 3	40% 6	84% 2	60% 9	16% 0.5	100% 15	100% 3
法制局	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	100% 12	100% 1	42% 5	22% 0.1	58% 7	78% 1	100% 12	100% 1
内閣府	100% 274	100% 125	97% 265	65% 81	3% 9	35% 4.4	100% 274	100% 125
宮内庁	100% 1	100% 0.3	100% 1	100% 0.3	-	-	100% 1	100% 0.3
公取委	100% 13	100% 1	54% 7	42% 0.4	46% 6	58% 0.6	100% 13	100% 1
警察庁	100% 55	100% 2	87% 48	81% 1.9	13% 7	19% 0.4	100% 55	100% 2
防衛庁	100% 12,046	100% 14,714	82% 9,918	59% 8,649	18% 2,128	41% 6,065	100% 12,046	100% 14,714
金融庁	100% 16	100% 3	56% 9	82% 2	44% 7	18% 1	100% 16	100% 3
総務省	100% 283	100% 255	89% 253	87% 220	11% 30	13% 3.4	100% 283	100% 255
法務省	100% 517	100% 262	88% 456	92% 240	12% 61	8% 2.2	100% 517	100% 262
外務省	100% 304	100% 61	91% 276	93% 56	9% 28	7% 4	100% 304	100% 61
財務省	100% 407	100% 353	51% 206	14% 50	49% 201	86% 303	100% 407	100% 353
文科省	100% 1,016	100% 931	94% 950	91% 847	6% 66	9% 8.3	100% 1,016	100% 931
厚労省	100% 4,405	100% 2,246	26% 1,167	89% 1,998	74% 3,238	11% 247	100% 4,405	100% 2,246
農水省	100% 1,349	100% 323	98% 1,320	99% 321	2% 29	1% 2.0	100% 1,349	100% 323
経産省	100% 810	100% 1,111	97% 782	91% 1,015	3% 28	9% 9.6	100% 810	100% 1,111
国交省	100% 9,235	100% 2,287	90% 8,320	90% 2,058	10% 915	10% 229	100% 9,235	100% 2,287
環境省	100% 523	100% 120	89% 468	82% 99	11% 55	18% 2.1	100% 523	100% 120
検査院	100% 3	100% 0.4	100% 3	100% 0.4	-	-	100% 3	100% 0.4
衆議院	100% 13	100% 7	15% 2	49% 3	85% 11	51% 4	100% 13	100% 7
参議院	100% 14	100% 7	43% 6	65% 5	57% 8	35% 2	100% 14	100% 7
最高裁	100% 54	100% 8	100% 54	100% 8	-	-	100% 54	100% 8
合計	100% 31,365	100% 22,820	78% 24,522	69% 15,660	22% 6,843	31% 7,160	100% 31,365	100% 22,820

(注1) 契約件数、契約金額は、平成17年度に締結した支出原因契約（少額随意契約は除く）。
 (注2) 見直し後の件数、金額は、17年度実績ベース。
 (注3) 競争性のある契約方式には、事務・事業の取り止め597億円（1,852件）が含まれている。
 (注4) 厚労省の「競争性のない随意契約」247億円（3,238件）には、料金後納郵便料203億円（3,054件）が含まれている。
 (注5) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(4-2) 所管公益法人との随意契約の見直し状況

○特に、所管公益法人との随意契約については徹底した見直し

⇒ 競争性のない随意契約について、金額93%、件数94%を一般競争入札等に改める。



(注1) 契約件数、契約金額は、平成17年度に締結した支出原因契約（少額随意契約は除く）。

(注2) 見直し後の件数、金額は、17年度実績ベース。

(注3) 競争入札等には、事務・事業を取り止めたもの360億円（1,269件）が含まれている。

(注4) 計数は、精査により変動する場合がある。

(4-3) 所管公益法人との随意契約の各府省の見直し計画の状況

単位：件、億円

	17年度実績		競争性のある契約方式		競争性のない随意契約		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
内閣官房	-	-	-	-	-	-	-	-
法制局	-	-	-	-	-	-	-	-
人事院	-	-	-	-	-	-	-	-
内閣府	100%	100%	97%	66%	3%	34%	100%	100%
	130	50	126	33	4	17	130	50
宮内庁	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%
	1	0.3	1	0.3	-	-	1	0.3
公取委	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%
	7	0.4	7	0.4	-	-	7	0.4
警察庁	100%	100%	43%	31%	57%	69%	100%	100%
	7	0.5	3	0.2	4	0.3	7	0.5
防衛庁	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%
	320	22	320	22	-	-	320	22
金融庁	100%	100%	100%	100%	-	-	100%	100%
	2	1	2	1	-	-	2	1
総務省	100%	100%	90%	96%	10%	4%	100%	100%
	136	60	122	57	14	3	136	60
法務省	100%	100%	98%	99%	2%	1%	100%	100%
	417	239	410	238	7	1	417	239
外務省	100%	100%	94%	95%	6%	5%	100%	100%
	281	54	264	52	17	3	281	54
財務省	100%	100%	92%	99%	8%	1%	100%	100%
	106	44	97	43	9	0.4	106	44
文科省	100%	100%	93%	76%	7%	24%	100%	100%
	376	175	350	132	26	43	376	175
厚労省	100%	100%	89%	97%	11%	3%	100%	100%
	691	435	618	420	73	15	691	435
農水省	100%	100%	100%	100%	0%	0%	100%	100%
	922	114	921	114	1	0.02	922	114
経産省	100%	100%	98%	97%	2%	3%	100%	100%
	656	764	643	740	13	25	656	764
国交省	100%	100%	94%	92%	6%	8%	100%	100%
	7,051	1,884	6,593	1,724	458	160	7,051	1,884
環境省	100%	100%	92%	79%	8%	21%	100%	100%
	417	74	384	59	33	15	417	74
検査院	-	-	-	-	-	-	-	-
衆議院	-	-	-	-	-	-	-	-
参議院	-	-	-	-	-	-	-	-
最高裁	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	100%	100%	94%	93%	6%	7%	100%	100%
	11,520	3,918	10,861	3,635	659	282	11,520	3,918

(注1) 契約件数、契約金額は、平成17年度に締結した支出原因契約（少額随意契約は除く）。(注4) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致

(注2) 見直し後の件数、金額は、17年度実績ベース。

しない場合がある。

(注3) 競争性のある契約方式には、事務・事業の取り止め360億円（1,269件）が含まれている。なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(4-4)見直し結果の具体的内容

◆競争的手続の導入により改善することとした 主なもの

○ライセンス国産によらない武器等、防衛装備品の調達等については、一般競争入札等に移行

約7,384億円

○研究開発、調査研究、広報等の技術的要素等の評価が重要であるため、価格のみで評価することができない委託契約等については、総合評価による一般競争入札や企画競争・公募に移行

約2,910億円

○行政補助的な業務(新聞のスクラップ等)を委託する契約については、一般競争入札等に移行

約1,649億円

○リース契約等の複数年を前提とした契約については、国庫債務負担行為を活用することにより、初年度のみならず、次年度以降も含めて評価した一般競争入札等に移行

約 656億円

(例)

- ・複数年を前提とした調査・研究
- ・コピー機器等のリース契約

◆競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められる主なもの

○ライセンス国産による武器等、防衛装備品の調達等

約6,061億円

○法令等により契約先が特定されているもの

約 390億円

(例)

- ・貨幣の製造

○その場所でないと行政目的が達し得ないとの理由から供給者が特定されるもの

約 59億円

(例)

- ・入管業務の審査場を空港管理会社から賃借する場合等

○その他

(例)

- ・電気、ガス、水道、電話代、料金後納郵便料等

約 292億円

- ・保存血液、血液製剤の購入

約 14億円

5. 今後の取組み

①「随意契約見直し計画」の着実な推進

- 各府省は、同計画に従い、速やかに一般競争入札等への移行を進める。
- 見直しの状況はホームページに公表し、フォローアップを行う。

②今回の点検対象以外の随意契約の適正化

- 各府省は、今回の見直し対象以外の全ての随意契約について、本年中に同様の見直しを行う。
(「各府省の契約状況(平成17年度実績)」参照)

③情報公開の充実

○随意契約に係る情報公開の一層の充実

- (例)・所管公益法人との間の随意契約の相手方に国の常勤の職員であったものが役員として在籍している場合、その人数
- ・随意契約によることとした具体的かつ詳細な理由

○競争入札に係る情報公開の一層の充実

- (例)・各府省が定めている公表基準額を引下げ
- ・公表事項の統一

○調達に関する問合せの総合窓口を各府省に設置し、連絡先をホームページで公開

○情報公開の手法の改善

- ・各府省は、政府調達に関心ある者が必要な情報を容易に入手できるよう、ホームページへの情報の掲載をさらに進める。あわせて一覧性、アクセスのし易さに配慮するなど掲示方法の工夫などの見直しを本年中に行う。

④関係省庁連絡会議におけるフォローアップ

- 各府省は、以上について対応状況をとりまとめた上で本年度内に関係省庁連絡会議に報告し、公表